

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第46号

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則（昭和43年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

試験、検査等の種類	方 法	項 目
食品中の毒素試験	酸抽出による前処理を必要とし、マウスを用いる測定	ふぐ毒

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。